

健康危機等発生時における防疫業務の協力に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人高知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、南海トラフ地震、風水害等大規模な災害又は感染症その他何らかの原因により人の生命と健康が脅かされる事態等（以下「健康危機等」という。）が発生した場合の防疫業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、健康危機等が発生し、その被害が広範囲にまたがるおそれがある場合に、甲と乙が互いに協力して迅速かつ円滑な消毒、害虫防除などの業務（以下「防疫業務」という。）を実施するため、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、健康危機等が発生し、その範囲が広範囲にまたがるおそれがある場合又は市町村から求めがある場合において、必要があると認めるときは、乙に防疫業務の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を文書により通知する。ただし、文書によりがたい場合には、口頭で通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- （1）健康危機等の種別
- （2）健康危機等発生の日時、場所及び被害の状況
- （3）協力要請の内容
- （4）協力を必要とする期間
- （5）その他必要な事項

（防疫業務の実施）

第3条 乙は、甲から協力要請があったときは、防疫業務を実施する者（以下「防疫業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

- 2 防疫業務実施者は、甲の指示に従い、防疫業務を実施するものとする。
- 3 防疫業務に必要な機材・人員は、乙が確保するものとする。
- 4 消毒液は乙又は市町村が確保するものとする。

但し、健康危機管理等が大規模又は広域で発生している等の理由のため、乙又は市町村が確保することが困難な場合は、甲が広域調整のうえ確保するものとする。

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応できるよう、あらかじめ、機材等の整備や研修会等による技術の向上を図るなど、常に体制を整備しておくものとする。

（防疫業務の報告）

第5条 乙は、防疫業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を文書により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙の実施した事業に係る費用については、甲又は市町村が負担するものとし、その額等は、健康危機等発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に基づく防疫業務を円滑に実施するため、甲にあっては健康危機等の種別に応じ、その業務主幹課長を、乙にあっては一般社団法人高知県ペストコントロール協会長を連絡責任者とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和2年10月13日から効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

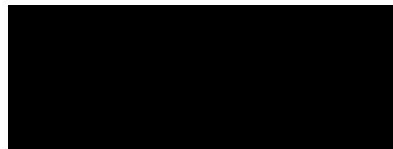
(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

令和2年10月13日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県
高知県知事



乙 高知県高知市長浜4567番地1
一般社団法人
高知県ペストコントロール協会
会長

